

うきは市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

現在の農地利用最適化推進委員は令和9年3月19日に満了となります。平成28年4月の「農業委員会等に関する法律」の改正に伴いまして、農業委員会に「農地利用最適化推進委員」を設置することとなりましたので、その推進委員を募集します。

農地利用最適化推進委員とは…

農業委員会法の改正により農業委員会に設置が義務付けされ、「担い手」への農地集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止、新規参入の促進等の業務を担当する委員で、地域農業の振興に取り組んでいくものです。

1 募集人数

21人（下表のとおり区域ごとに募集します。）

区 域 名	人数
妹 川	1人
新川・田籠	1人
小 塩	3人
山 春	3人
大 石	1人
御 幸	3人
千 年	2人
福 富	4人
江 南	3人

2 任 期

農業委員会が委嘱した日（令和9年3月20日予定）から令和12年3月19日まで

3 身 分

うきは市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農地の利用状況の調査、遊休農地の解消・発生防止、農地を「借りたい（買いたい）」「貸したい（売りたい）」希望者の結びつけや相談、新規就農の支援 等

5 委員報酬

年額 264,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

7 推薦及び応募の方法

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、ご提出ください。

なお、推薦及び応募にかかる書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1) 提出書類

個人からの推薦	うきは市農地利用最適化推進委員推薦書(個人推薦用)	第1号様式
団体からの推薦	うきは市農地利用最適化推進委員推薦書(団体推薦用)	第2号様式
個人の応募	うきは市農地利用最適化推進委員応募申込書	第3号様式

(2) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、下記へ提出してください。

〒839-1393 うきは市吉井町新治 316 番地
うきは市農業委員会事務局

(3) 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年7月10日（金）まで

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※郵送の場合は、令和8年7月10日（金）消印有効です。

8 選考方法

うきは市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。そのときは、後日連絡します。）

なお、選考結果は、推薦をする者及び推薦を受けた者並びに募集に応募した者の全員に

文書で通知します。

9 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、うきは市ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦又は応募する区域
- (2) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (4) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が、推薦を受けた者をうきは市農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募した者が、うきは市農業委員に応募しているか否かの別

10 その他

面接場の配慮（補聴器や車椅子の使用など）を希望する人は、申込み時に申し出てください。

郵送の場合は、令和8年7月10日（金）午後5時15分までにご連絡ください。

11 問い合わせ先

〒839-1393 うきは市吉井町新治 316 番地

うきは市農業委員会事務局

TEL. 0943-75-4976 FAX.0943-75-3114